

「株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置」
に係る手続の実施状況及び今後のスケジュールについて（第2類事業※）

※・廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定する一般廃棄物処理施設の設置の事業

株式会社ヨードクリーン 一般廃棄物中間処理施設（木くず破碎施設）の設置	
令和3年5月27日	配慮書案の提出 (環境影響評価手続の開始)
6月3日	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） ・市民意見募集の開始
7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧終了 ・市民意見募集の終了（意見なし）
7月16日（本日）	京都市環境影響評価審査会の開催（諮問及び審議）
8月中	京都市環境影響評価審査会の開催（審議及び答申）
（以降）	<ul style="list-style-type: none"> ・答申を基に市長意見を作成し、文書にて事業者へ送付 ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口）
	事業者から配慮書の提出
	<ul style="list-style-type: none"> ・公告 ・縦覧開始（環境管理課窓口及び事業者ホームページ） (環境影響評価手続の終了)

(参考) 環境影響評価 (計画段階環境配慮) の手続の流れ

